

「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集に係る条件書

1 募集件名

「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集

2 目的

赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や佐賀らしさがつまったギフトを詰め込んだ「さが子育てエール便」を届けることで、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげる。

本業務は、「さが子育てエール便」に同封する、佐賀らしいギフト商品の提案を募り、優れた提案を決定するために実施するものである。

3 提案に係る要件

(1) “佐賀らしいギフト”の提案

① “佐賀らしいギフト”必須条件

ギフトの提案にあたり、以下の全ての条件を満たしていること。

(ア)大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm×高さ6cm 以内であること。

※外装を含めた大きさとする。

(イ)重量は、500 グラム以内であること。

※外装を含めた重さとする。

(ウ)通常の輸送の衝撃に耐えることができる耐久性を有していること。

(エ)常温管理が可能であること。

(オ)2年程度保管が可能であること。

(カ)食料品、飲料水等でないもの。

(キ)オリジナル商品であること。

※既製品の場合は、パッケージ等で流通品と差別化できるもの。

(ク)商品に価格が記載されていないこと。

(ケ)1商品あたりの製造・商品を梱包するギフトボックスの制作・納品に係る価格が
2,200円以下であること。

(コ)佐賀県にちなんだものであること。

例:佐賀県内で生産されたもの、原材料の主要な部分が佐賀県内で生産されたものなど

② “佐賀らしいギフト”の提案に求められる点

ギフトの提案にあたり、以下の点を加味すること。

(ア)ギフトが、割れ物、壊れ物である場合は、保護方法も提案すること。

(イ)ギフトの内容物が液体等である場合は、液漏れ防止方法も提案すること。

(ウ)商品の特徴やコンセプトが明確であること。

例:赤ちゃんが口にいられても安心な自然素材にこだわった「歯がため」

(エ)商品としての魅力があること。

例:衛生面にこだわり、煮沸消毒可能。

(オ)赤ちゃん向け、母親・父親向けまたは双方向けなど、ターゲットが明確であること。

(カ)提案商品にオリジナリティ(工夫した点)があること。

例:従来販売している「歯がため」の形を、子育てし大県“さが”ロゴの形に成型しなおして
提案

(キ)原材料を明示するなど、ギフトのターゲットに十分配慮すること。

(ク)ギフトにパッケージ(外装)等で梱包され、ギフトボックス(※)に納められていること。

※ギフトボックス

- ①(1)で提案した“佐賀らしいギフト”や県から提供する、子育てし大県“さが”の小冊子等を梱包するオリジナルのギフトボックスを制作し、梱包すること。
- ②ギフトボックスの形状は、蓋部分と本体部分が分かれているものであること。
- ③ギフトボックスの大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm 以上であり、高さは商品の大きさに応じて調整すること。
- ④ギフトボックスは、“佐賀らしいギフト”の中身を考慮し、耐性があるものとする。
- ⑤ギフトボックスは、全面にカラー印刷を施すものとする。なお、印刷デザインについては、県から別途提供する。

(2)“佐賀らしいギフト”の納品

①納品数は2,000個を基本とするが、発注は出生数の動向及び希望商品数に応じて変動(1,000個～3,000個)の可能性はある。

②納品は、県が別に指定する時期に県が指定する数量を納品すること。

なお、初回納品は6月末を予定し、初回に限り1,000個(※)程度の納品を想定。

その後、7～12月の月末までに毎月200個(※)程度の納品を想定。

③納品先は、県が指定する場所(※)(県が別に指定する市町庁舎や倉庫等)に行く。

なお、納品時は市町職員立会いの下、納品個数の確認を行うこと。

④ギフトボックスは、県が提供する袋に収めて納品すること。この場合に、ギフトボックスのほかに、協賛品を合わせて納めることを依頼する場合がある。

⑤納品後、受託者の責任によりギフト商品に不備や破損等があった場合は、誠意をもって対応すること。

※納品は、市町毎に初回(6月)10～300個、その後(随時)10～50個程度を県が指定する。

(3)その他必要な業務

① 業務実施計画書の作成・提出

なお、業務実施計画書は以下の項目を記載しておくこと。

(ア)納入の実施実績

(イ)納入体制の実施実績

(ウ)その他関連事項

② 実施体制表に統括責任者及び関係会社等を明記すること。

③ 受注から最終納品までのスケジュール表を作成し、進捗管理を行うとともに、円滑に納入し、納入の際には納品書を県に提出すること。

④ その他、本条件書にない事項については、その都度、県と協議を行い決定する。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。
- (2) 本事業は、令和5年2月佐賀県定例県議会において、本業務に係る予算の議決が得られなかった場合は、中止する。中止する場合は、県ホームページで公表する。
- (3) 納入に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (4) 納入者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、佐賀県に帰属するものとする。
ただし、納入者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (5) 代金は、それぞれの納品完了後、月末締めで翌月末までに支払う。